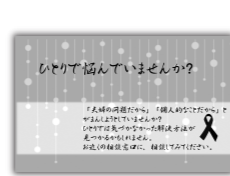


## ～DV啓発カード・啓発冊子をご活用ください～

京都府では、DV被害を受けたときや相談されたときに適切な対応ができるよう、DVの実態や主な相談窓口を紹介する、啓発カードや冊子を作成しています。

啓発冊子は府内各市町村窓口等において配付しており、カードは市町村役場やスーパー等の女性用トイレ等に設置しています。

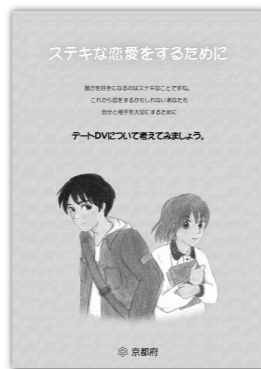
また、冊子の配付のほか、府職員が直接出向いて無料のDV啓発を行う「出前語り」も実施しておりますので、実施を希望される場合は、京都府府民生活部男女共同参画課（TEL 075-414-4291）まで御連絡ください。



DV啓発カード



多言語版DV啓発カード



デートDV啓発冊子



DV啓発冊子

## ～ひとりで悩んでいませんか？～

DVは自分たちだけで解決するのが難しい問題です。

あなたが非難されることはありません。DVかもしれないと思ったら、勇気を出して相談窓口にご相談してください。

京都府内の主な相談機関

※緊急時・危険を感じたら迷わず110番

相談機関	電話番号	開設日・時間
京都府家庭支援総合センター DV相談専用電話	075-531-9910	毎日 9:00～20:00（年中無休） *緊急の場合は24時間受付
京都府南部家庭支援センター （宇治児童相談所）DV相談専用電話	0774-43-9911	平日 9:00～17:00
京都府北部家庭支援センター （福知山児童相談所）DV相談専用電話	0773-22-9911	平日 9:00～17:00
京都府男女共同参画センターらら京都 女性相談	075-692-3437	月～土曜日（水曜日・祝日・年末年始除く） 10:00～18:00（月・火曜日19:00まで）
京都府警察 総合相談室	075-414-0110 （短縮ダイヤル#9110）	月～金曜日（祝日除く） 9:00～17:45
京都市DV相談支援センター （緊急ホットライン）	075-874-4971	月～土曜日（祝日・年末年始除く）9:00～17:15 相談受付時間外は075-874-7051へ

企画・編集・発行 京都府府民生活部男女共同参画課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入  
TEL：075-414-4291 FAX：075-414-4255  
E-mail：danjokiyodo@pref.kyoto.lg.jp

## 配偶者等からの暴力

# DV防止啓発ニュース vol.9

京都府 平成27年3月発行

## ドメスティック・バイオレンス(DV)に気づいてください

DVとは、夫婦や恋人などの親しい男女（パートナー）間で起こる暴力です。家庭内で起こるため潜在化しやすく、周囲が気づかぬうちに暴力がエスカレートしやすいという特徴があります。また、夫婦間のことだからと、加害者の罪の意識が薄い傾向があります。DV被害者の3分の2は誰にも相談しておらず、一人で悩む人が多いことも特徴です。

### 身体的暴力

殴る、蹴る、首を絞める、  
髪を引っ張る、腕をねじる など

### 経済的暴力

生活費を渡さない、仕事につかせない、  
健康保険証を渡さない など

### 精神的暴力

暴言を吐く、脅かす、無視する、  
人間性を否定する など

### 社会的暴力

外出や、親族・友人とのつきあいを制限する、  
手紙やメールをチェックする など

### 性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しない、  
見たくないのにアダルトビデオを見せる など

### 子どもを巻き添えにした暴力

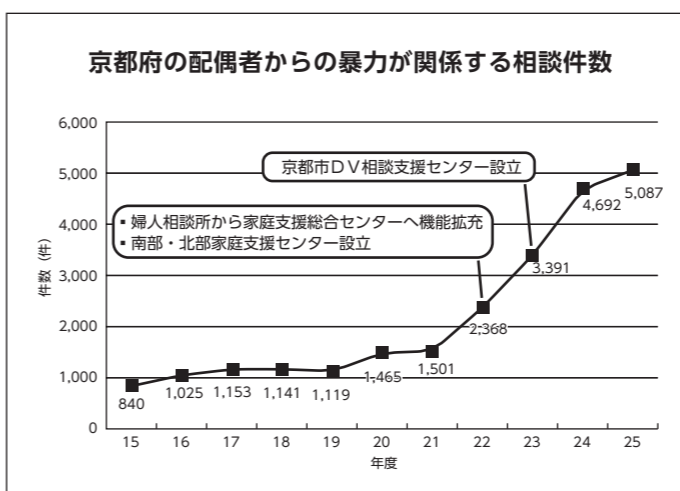
子どもの前で暴力をふるったり、非難・中傷する、  
子どもに暴力をふるうと脅す など

## 地域や職場での啓発活動を強化しています

京都府警本部が公表したデータによると、平成26年1月から12月までの京都府内におけるDV事案検挙件数は127件で、前年対比46%増となっています。また、京都府内におけるストーカー事案の認知件数は、平成26年には年間460件となっており、ストーカー規制法制定（平成12年）以降最多となっています。

さらに、配偶者暴力相談支援センター（京都府家庭支援総合センター、京都府南部・北部家庭支援センター）におけるDV相談件数は、平成26年3月から12月までの9ヶ月間で4,027件となっており、前年が1年間で5,087件であったことを踏まえると、年々増加している傾向が読み取れます。

京都府は、このような状況に対して、様々な団体と連携して、暴力を許さない意識を醸成するための啓発を強化しています。



上図 京都府内の配偶者暴力相談支援センターの相談件数  
（家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター）

### 【平成26年度実施結果】

■府民協働防犯ステーションや地域活動団体等と連携し、約60箇所でDVやデートDVに関する啓発を実施。DV被害を受けている人を見つけた場合の対応や相談窓口を紹介しています。

■「働く世代」へのDV啓発を強化。約100社の企業に対して啓発講座を実施し、DV被害の相談相手は家族や友人が多く、誰もが相談を受ける可能性があるということについて理解を促進しています。

■DV被害者の身近な相談窓口である市町村の相談員等に対する研修等を実施し、相談支援体制の強化につなげています。

## 京都府家庭支援総合センターに寄せられた相談から

### 〈相談事例〉

交際中の夫は、少しいらいらすることもありましたが、すごく優しい人でした。結婚後は夫の希望で専業主婦となり、外出時は外出先や帰宅時間などを制限されることも多く、子どもが生まれると夫の束縛がさらに強くなり、子どもを連れて実家に帰ることも嫌がったため、実家とも疎遠になってしまいました。夫はなにか気に入らないことがあるとすぐにどなったり、暴力をふるうようになっていましたが、次の日になると優しくなり謝ってくるので夫を怒らさないように毎日気をつけて暮らしていました。

子どもが5歳になったある日、ママ友からの誘いで久しぶりに出かけ楽しい時間を過ごした後慌てて帰宅したのですが、夫がいつもより早く帰ってきたため、夕食の準備が間に合いませんでした。子どもの前にもかかわらず、いきなり顔を殴られました。体を突き飛ばされ、気がつくとも夫に対し土下座をして謝っていました。夫は背中を何度も蹴ってきました。その間、子どもは自分の部屋に逃げ込み、息を殺して泣いていたようです。

夫と離れることに不安はありましたが、もうこんな生活は無理と思い、市役所のトイレで見つけた配偶者暴力相談支援センターのチラシに電話をかけてみました。

### 〈解説〉

何度かの婦人相談員への相談で、「夫は暴力をやめないと」「子どもが深く傷ついている」「自分も健康でいられなくなる」と徐々にわかり離婚を決意されました。

京都府家庭支援総合センターでの無料法律相談やカウンセリング等を活用され、これからの生活や子どものことなど不安に対する解決方法や自信をつけられたようです。今後の離婚調停時には、法テラス京都を利用して受任してもらった弁護士に離婚の条件をきちんと伝えるとのことでした。

長期間の暴力により、相談への一歩が踏みきれない人が多くいます。

## もしも暴力を受けたら

一人で悩んでいて解決することは、ほとんどありません。まず、誰かに相談してみてください。それで解決できない場合は、専門の相談窓口にご相談ください。相談員があなたと一緒に考えてくれます。あなたや家族のプライバシーは厳守されます。また、それぞれの事情に応じた支援等も受けられます。

## まわりの人から相談を受けたら

DVの被害者は、一人で悩んでいることが多く、家族やまわりの人気づいてあげることが重要です。まず、真摯に話を聴くことが大切です。その際、夫婦間であっても暴力は許されない、暴力を受けてもよい人はいないということを、しっかりと心に留めておく必要があります。必要に応じて、専門の相談窓口を紹介してあげてください。

### 【相談を受けたときの「べからず」集】

#### ○「あなたにも悪いところがある」「夫婦だから我慢するべき」と言う

相手をさらに傷つけ、追い詰めるおそれがあります。暴力以外の方法で問題解決を図ればよく、暴力を受けてもよい人はいません。

#### ○安易に「別れたらいい」と言う

別れるべきかやり直すべきか、別れた場合の生活や子どもの問題など、簡単に結論を出せないから悩んでいるのです。

#### ○「あの人に限って、暴力をふるうはずがない」という先入観

DVの加害者に年齢や学歴、職業などの特徴はなく、人当たりのいい人や社会的信用のある人が、家庭で暴力をふるうケースも少なくありません。

## 【配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議】主催事業 **DV被害者支援シンポジウムを開催しました!**

恋愛が低年齢化するにつれて、中学生・高校生・大学生など10-20代の未婚の恋人同士の間でも、ドメスティック・バイオレンスが広がっています。このような未婚のカップル間で起こる暴力を「デートDV」と呼びます。

相手に対する支配とコントロールを「愛情」と誤解している場合も多く、被害者も加害者も自覚していないケースが増加しているため、平成26年11月6日、京都府・京都市・関係団体等で構成する「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」主催で、講師に神戸大学・立命館大学非常勤講師 伊田広行氏をお迎えし、「デートDV若者のDV被害を考える」と題して、啓発DVDの放映を交えつつ、デートDVの実態や、実際に相談を受けた場合の対応について講演いただきました。

### 〈講演から〉

- 若者は、経験が少なくだまされやすい・相談先が分からず孤立しやすいという特徴があることから、デートDV防止教育が非常に重要。デートDV防止教育では、なぜ加害行為を行うのか、その背景にある感情を聞き取った上で、暴力に頼らない対処法を一緒に考えていくことが大事。
- 被害者から相談を受けた場合は、「代わりに解決してあげる」ことは望ましくない。数回にわたり、小さいことから相手に改善を求めていくことの繰り返しにより、自分で決める力をつけることができるよう、気長に関わっていくことが大事。

## 【配偶者等からの暴力をなくす啓発期間(11/12~11/25)】の取組 **パープルリボンキャンペーン2014を開催しました!**



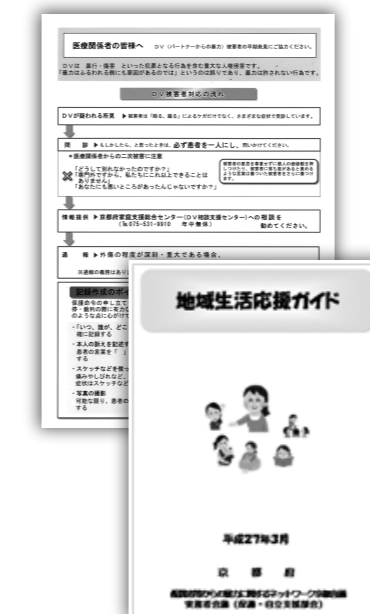
(ライトアップされた京都タワー)

パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。その紫色にちなんで、平成22年度から毎年、京都タワーのライトアップを行っています。

平成26年11月14日には、ライトアップとともに、多くの関係機関の御協力を得て、京都駅前において啓発資材を街頭配布し、配偶者等からの暴力の根絶を呼びかけました。また、府内各市町村においてもスーパー等で啓発冊子を配布する等、一斉街頭啓発を実施しました。

DVをなくしていくためには、まず私たち一人ひとりがDVについて関心を持ち、「知る」ことが大切です。

## 医療関係者向けマニュアルと地域生活応援ガイドを作成しました



### 〈医療関係者向けマニュアル〉

京都府では、DV被害者は暴力によるケガのほか、様々な症状で医療機関に受診することがあることから、医療関係者向けに、DV被害が疑われるケースへの対応方法を記載したマニュアルを配付し、早期発見につなげています。

**発行・問合せ先**：京都府府民生活部男女共同参画課 (TEL 075-414-4291)

### 〈地域生活応援ガイド〉

DV被害者の方が行政から受けられる支援制度等について、窓口や手続き等をわかりやすく解説するとともに、問い合わせ先がわかるようとりまとめたガイドブックを作成しました。府や市町村の相談窓口、母子生活支援施設、民間の一時保護施設等に備え付けて、配布します。

**発行・問合せ先**：京都府健康福祉部家庭支援課 (TEL 075-414-4582)